慶長~寛永期における美濃国中山道の陸上交通政策

橘 敏 夫

はじめに

関ヶ原の戦いに勝利して覇権を確立した徳川家康は、江戸と京・大坂を結ぶ二大交通路である東海道と中山道の整備に着手した。東海道に対しては、慶長6年(1601)正月の伝馬掟朱印状で継立地とする宿を指定し、伝馬定書では継立方法の根幹となる伝馬数や上下の継立地、地子免許や荷物重量を決定した。そして、寛永期までに宿を増設して宿間距離を平均化した。児玉幸多『近世宿駅制度の研究』が、宿駅制度は寛永年代に確定した、と評価する理由である(1)。

しかし中山道では、伝馬掟朱印状の発給方法が東海道と異なり、伝馬定書に該当するものが用意されなかった。そのため、宿が常備すべき伝馬数が明確に規定されず、地子が免許されなかった。

東海道における伝馬掟朱印状と伝馬定書の一斉発給は、宿々の個別事情を前提としながら街道としての性格を統一的に把握することを可能としている。しかし、中山道においてそれが容易でないのは、こうした事情があるからである。

そうしたなかで、美濃国については特別な 事情が存在する。それは、慶長期の陸上交通 政策を代官頭・美濃国奉行大久保長安が主導 し、その死後については国奉行を引き継いだ 岡田善同の子である岡田善政が、寛永期にこ れを展開させたからである。このような美濃国の特質については、平川新「助郷制度の成立と展開」「助郷制度の展開過程」が検討しているが⁽²⁾、寛永期に重点を置いている。土田良一『近世宿駅の歴史地理学的研究』は、中山道の御定人馬と寛永期の人馬補充体制を論じている⁽³⁾。特に後者は、新史料に基づいて寛永11年(1634)の将軍上洛を重視し、同17年の助人馬村設置について検討している

一方、織豊政権期以降の美濃国について詳細に考察した高牧實『幕藩制確立期の村落』は陸上交通についても触れているが⁽⁴⁾、濃尾三川の舟運以外については概説的記述に止まっている。

そこで小稿では、慶長〜寛永期の美濃国中山道の陸上交通について、平川氏・土田氏・ 高牧氏のそれぞれの成果を取り入れて統一し、 今後の研究深化のための土台をつくることに したい。

一 戦後処理と大久保長安

慶長5年(1600)の関ヶ原の戦い後、徳川 家康は美濃国内の豊臣氏蔵入地と豊臣系大名 領を収公して直轄領化し、各地に代官衆を配 置した⁽⁵⁾。彼らのうち、間宮直元・富田某・ 中野七蔵は関ヶ原町中に対し、10月21日付 で伝馬手形を発給した⁽⁶⁾。 御伝馬手形之覚

大久保相模殿

本田佐渡殿

同弥八郎殿

青山常陸殿

村越茂助殿

酒井右兵衛殿

内藤修理殿

伊奈備前殿

彦坂小刑部殿

大久保十兵衛殿

加藤喜左衛門殿

右之衆、何れの御判にても、人馬無相違、 伝馬つきの町まて可被相立候、仍如件、

十月廿一日

間 彦次 (黒印) (富田伊豆守) (富田伊豆 (黒印) (中野) 七蔵 (黒印)

従来、この伝馬手形は慶長8年に比定されているが⁽⁷⁾、以下の事情から慶長5年とするのが適当であろう。『寛政重修諸家譜』によれば、ここで「同弥八郎」と記される本多正純は、慶長6年5月11日付で従五位下上野介に叙任されている⁽⁸⁾。したがって、これを期に「弥八郎」から「上野介」に名乗りが変わったと考えられるからである。さらに『寛政重修諸家譜』には、関ヶ原の戦い後に大坂城西丸に入った家康から争訟のことを管掌するように正純が命ぜられた、と記録していることが注目される。

加藤正次については、慶長5年「九月二十日奥平美作守信昌をして京師を鎮めしめたまふのとき、正次もしたがひて彼地におもむく。このとし与力二十五騎、足軽五十人を預けられ、京師の警衛をつとむ」と『寛政重修諸家譜』に記録されている⁽⁹⁾。

したがって、伝馬手形の発行を許された奉 行衆は、関ヶ原の戦い後の戦後処理にあたる 必要性から指名されたのであろう。

家康は、直轄地のうち西美濃地域の一部を、 徳永寿昌や奥平信昌、竹中重門等に与えた⁽¹⁰⁾。 徳永は、慶長5年11月18日に5万石余を与えられて海津郡高須に入った。領地には、宿となる垂井村と赤坂村が含まれる。奥平は慶長6年3月に10万石を与えられて厚見郡加納に入った。領地には、宿となる美江寺村と河渡村に加え、城下の加納は岐阜に替わって宿となる。旧領をそのまま安堵された竹中の知行所には、宿となる関ヶ原村が含まれる。

代官頭・美濃国奉行の大久保長安は、慶長6年に岐阜に陣屋を設置し、直轄地を支配した。これにともない、これまでの代官衆と大久保配下の代官・手代衆とが入れ替わった。そのうちの一人である山村道祐は、慶長5年10月2日に家康から木曾谷代官に任じられた人物で⁽¹¹⁾、木曾衆を率いていた。彼らには翌6年2月3日、可児・恵那・土岐郡内の18か村、合計16,200石が知行として与えられた。そのなかには宿である落合村・中津川村・大湫村が含まれる⁽¹²⁾。

慶長6年3月20日、大久保は信濃国の贄川村と駒根村に伝馬掟状を出し、自らの証明で伝馬と人足を継立するように命じ、近日中に家康の伝馬掟朱印状が発給されることを伝達した⁽¹³⁾。予告にしたがい発給されたのが、御嶽宿に残る慶長7年2月24日付の徳川家康の伝馬掟朱印状であろう⁽¹⁴⁾。

(駒引朱印)

此御朱印無之して、人馬押立者あらハ、其 郷中出合打ころすへし、若左様ニならさる 者在之は、主人を聞届可申者也、

慶長七年

二月廿四日

この伝馬掟朱印状の特色は宛所がないことである。これについて渡辺和敏氏は、回覧式であったと指摘している⁽¹⁵⁾。慶長7年3月7日付で岐阜と木曾谷に対して家康の伝馬掟朱印状が発給されているから⁽¹⁶⁾、美濃国側の最初に位置する落合宿から岐阜の手前にある鵜沼宿までを回覧範囲とするのが適当であろう。

慶長7年6月2日、①荷物は付番せずに到着 次第の継立。②荷物1駄の上限は伝馬32貫 目・駄賃40貫目。③荷物は秤で計量。④駄 賃銭の決定に江戸の町年寄を派遣。⑤伝馬・ 駄賃ともに夜中でも継立、を命ずる定書を、代 官頭の大久保長安・伊奈忠次と京都所司代板倉 勝重・同町奉行加藤正次が発給した(17)。

これをうけ、町年寄の奈良屋と樽屋は4名が裏書した「定路次中駄賃之覚」を、慶長7年6月10日付で交付した。御嶽宿では荷物1駄40貫目につき、伏見宿までは永楽5文、大湫宿までは同24文と決定され、明荷2個を馬の両側につけた上に蒲団を敷いて人が乗る乗懸については、荷物の上限を18貫目とすることが示された(18)。さらに両人は、美江寺宿と赤坂宿の間を流れる揖斐川の呂久の渡船場に対しては「定路次中船賃之覚」を交付し、荷物1駄を永楽3文、乗懸の場合は同2文、連雀商人のように荷物を背負っている場合は同1文とした(19)。いずれの場合も永楽銭1文は鐚銭6文立である。

慶長7年7月11日、大久保長安は木曾衆の 千村平右衛門と山村七郎右衛門に対し、破損 している落合橋を両人が掛け替えるように命 じた⁽²⁰⁾。

以上

急度申入候、仍落合橋散々破損候間、両人 談合候て可有御懸候、半分ハ七郎右、半分 ハ平右可有御懸候、此以前々落合之年寄両 人して、かへ懸候由申候間、可有其御心得 候、当年無御懸候は罷成間敷候間、扨申入 候、恐々謹言、

(慶長7年) 七月十一日

大 石見守

長 安(花押)

千村平右衛門尉殿 山村七郎右衛門尉殿

まいる

「中山道宿村大概帳七」によると、落合橋は 長さ18間・横幅2間の高欄付の板土橋であ る⁽²¹⁾。従来、落合宿の年寄が掛け替えていた のであるが、負担が過大だったのであろう。 そのため、大規模な交通施設については領主 普請に変更し、安定的な通行を確保したので ある。

慶長8年10月28日、大久保は御嶽宿に定書を発給し、同宿と大湫宿・大井宿の3か宿について人馬の継立方法や違法使用者への対処法を指示した⁽²²⁾。

覚

- 一伝馬

 大くてニて次可申候、廿五疋之外廿六疋

 ニなり候は、大井之馬ミたけ迄可被通候、
 大くてよりミたけまての駄賃ハ、我等か
 たより可出候間、其時々々に新六かたより

 らに馬衆へ駄賃相渡、重て可有算用之事、
 付、人足之事は、拾人迄ハ、大くてニて次可申候、其外ハ右同前可為駄賃事、
- 一下之時は、弐拾五疋迄ハ、大くてニて次 可申候、廿五疋之外大伝馬ハ、ミたけ宿 之馬は無用ニて、在郷并かね山之馬ニて 大井迄送可申候、同人足拾人迄ハ、大くて ニて次可申候、拾人之外ハ、右同前之事、
- 一此前も度々置目申付候へ共、弥以手形な くして、馬・人足一切出ましく候、縦手 形ありといふ共、ミせすして申懸人あら は、是も一切不可立之事、
 - 一ぼうにもれたる荷物を渡、非分申かけ候 は、手形ありといふ共、一切不可立事、
- 一馬他行之時、おそく候とてうちたゝき、 非分之人あらは、其才料之名を書付、はゞ かりなく早々可申上候、もし名をかくし、 不申候は、いつかたまてもあとをとめ、 相改可申上候事、

付、我等家中之者ニ候は、郷中より合、 非分之人をしとめ可申上事、

慶長八年

十月二八日 大久保石見守 御判 きたけ

惣 同といや すなわち、伝馬継は馬25疋・人足10人を 上限とし、大井宿を出発地とする場合は大湫 宿まで送る。上限を超える継立は、一つ先の 御嶽宿までは認めるが、大湫一御嶽宿間は駄 賃継として、駄賃銭は大久保が負担する。反 対に御嶽宿を出発地とする場合は、大湫宿ま で送る。上限を超える継立は、在郷か兼山の 人馬を雇う。伝馬手形の検査を厳重にし、必 ず見分すること。違法荷物の継立は、伝馬手 形があろうとも禁止。馬が不在で継立が遅れ ることを理由に暴力におよぶ者は必ず報告す るように、というものである。

さらに大久保は、慶長11年11月24日に御嶽一大湫宿間の細久手村に対し、新たに伝馬25疋・人足10人の用意を命じ、これを超えた継立については駄賃継とすることを指示し、大井宿と御嶽宿にもこれを命ずることを伝達した⁽²³⁾。

定

御伝馬廿五疋、人足十人に相定候、右之外 人馬参候はゞ、おさへ置ず囲へ、くり可申 候、大井、みたけにも其通申付候、荷数参 候時は定の二十五疋、人足十人之外は、駄 賃に而可通由定候條、右分に可致候、其外 諸役一切有間敷者也、仍如件、

(^{慶長11年)} 午十一月廿四日 大石見守印

ほそくて村年寄中

慶長15年8月26日、呂久の渡船場の船頭13人分の屋敷地4石3斗4升と、木曾川の太田の渡船場の船頭8人分の屋敷地3石9斗9升6合が「如先規大久保石見守奉之被下置」れた。実務を担当したのは、大久保の手代である平岡良和・和田恒成・鈴木重春である⁽²⁴⁾。前年の美濃国検地後に改めて船頭屋敷を給付し、渡船の安定的運航を目指したものであろう。

大久保は、宿としての取立を命じた細久手村に対し、慶長15年8月27日に次のように命じた。それは、新町を造成するとともに新田を開発し、伝馬・駄賃を行うことが、前後

の宿のために都合が良い、というものである⁽²⁵⁾。

其郷之儀、上下のために候間、新町を立、 新田をも発、だちんをもつけ、伝馬をも可 仕候、左様候得ば、みたけ、大久手のため にも候條、其意の切発分者出置候人も多集、 新田をも多切候は、検使をもこい相当に御 年貢等可納所者也、仍如件、

慶長十五年戌八月廿七日

大 石 見

土岐郡ほそくて村

慶長11年11月の定書と右の書付との関係について『濃州侚行記』には、「宿覚書に、石見守通られし時、大久手より御嵩まで五里の間馬次なきにより新宿を立べしと国枝与左衛門に申付ありて、自力に家七戸建けるが、何者か火を付焼けり、因て重て石見守通行の時、其事を訴ければ、自力に造りしにより焼たるべし、此上は公義御米可被下間、宿に取立申様にとて、則石原清左衛門に命じて御米百俵与左衛門拝領し、細久手町中成就せるとなり」とある(26)。

これは、宿間の距離を適正化しようとする 新宿の取立が、土地の有力者の努力では実現 せず、しかも放火が疑われる火災に遭遇した。 結局、給米下付という公的補助が大久保の手 代である石原一重により行われて成功した、 という事情を述べたものである。

慶長16年2月7日、大御所家康の上洛が美 濃国内を通行することが決定されると、鈴木 重春・石原一重が河渡の渡に舟橋を架けるた めの用材の提出を周辺領主に命じている⁽²⁷⁾。 これは大久保の指示によるものであろう。大 久保自身も同年3月9日、甲府から岐阜まで馬 6疋を継立することを命じている⁽²⁸⁾。その際 の手形には、美濃国内の宿として、落合・中 津川・大井・大湫・細久手・御嶽・伏見・土 田・太田・鵜沼が記載されているから、細久 手宿の取立も実現したようである。ただ到着 地の岐阜は宿から外れ、遅くとも寛永12年ま でに加納宿が取り立てられる(29)。

慶長16年7月、①駄賃銭。②馬番を定めての駄賃継禁止。③馬継は遅延することなく規定の賃銭で出発。日没による宿泊の際の馬方旅籠銭は荷主が負担。④帰り馬に駄賃を付ける際は荷主と馬方が相対で決定。これを妨害する者がいた場合は、その宿の年寄を処罰する。⑤通り駄賃は将軍御用に限り改め無用とするが、通常は禁止、を命ずる定書を、京都所司代板倉勝重、江戸の町奉行米津田政と大久保長安が発給した(30)。

大久保長安は慶長18年4月に死去した。前年の慶長17年4月、直轄地のなかから7,580石余、元和元年(1615)8月にも32,282石余が尾張藩領に編入された⁽³¹⁾。前者の際には鵜沼宿、後者の際には、大井・御嶽・土田・太田・伏見の5か宿が含まれる。

二 岡田将監善政と中山道における 助馬令

大久保長安の死去により、筆頭代官であった 岡田将監善同が国奉行を継承したが、それが はっきりするのは元和2年(1616)のことであ る⁽³²⁾。しかし、岡田の陸上交通政策に対する 関与はほとんど見受けられない。渡辺和敏氏に よれば、2代将軍秀忠期の陸上交通政策は、大 御所家康が主導する駿府政権が担当し、元和2 年4月の家康死後も秀忠政権は、それまでの政 策を体系的に整備することに力点を置いてい た、という⁽³³⁾。こうした事情が岡田にも影響 したのであろう。

ただ、駿府政権末期の慶長20年(1615)正月、中山道にも東海道同様に伝馬36疋の用意を命じる箇条を含む定書が、京都所司代板倉勝重と老中の安藤重信・土井利勝・酒井忠世から発給された。その内容は、慶長16年7月付の定書をほば踏襲しながら、第2条が次に示すように改訂された(34)。

一参拾六疋之馬番定儀停止事、

付 当町中馬所持次第伝馬可仕、并駄 賃荷物をも無難渋可付、但駄賃多時ハ、 縦在々の馬たりといふ共無異儀荷物付 可通事、

すなわち、伝馬36疋の馬番を禁止する。馬 持ちが直ちに伝馬継し、駄賃荷物についても 停滞させない。駄賃継が多い場合は、たとえ 在々の馬であっても異議を唱えることなく荷 付して継立すること、と指示している。

さらに駿府政権消滅直後の元和2年(1616) 11月、幕府老中の安藤重信・土井利勝・酒井 忠利・本多正純と京都所司代板倉勝重は定書 を発給した。その内容を関ヶ原宿宛のもので 見ると、①伝馬と駄賃の荷物は1駄40貫目を 上限とする。②荷物1駄の駄賃銭は、今須宿 まで鐚銭17文、垂井宿まで同25文とし、帰 り馬も同額。人足賃は馬の半額。③規定外の 増銭をとった者がいた場合は、家1間につき 鐚銭100文の過銭を町中から徴収し、当人は 50日間の籠舎。④伝馬・駄賃とも荷物は宿に いる馬に付けること。⑤「駄賃馬多入候時は、 其町より在々の馬をもやひ、荷物遅々無之様 ニ風雨をもきらハす可出之事」、となってい る⁽³⁵⁾。⑤により、これまでも行われていたで あろう在々の馬の利用が、ここでも公認され ている。

元和9年7月、家光が3代将軍となり、秀忠は大御所となったが、大御所政治は再現されなかった。秀忠が亡くなるのは寛永9年(1632)正月のことである。

一方、岡田善同が存命中だった寛永8年正月24日、「善同老年にをよぶまで職事に怠なく、その治教正直を専とせるにより、村里よくおさまりし事を賞せられ、義政父をたすけてその職を見習ふべきむね」を命ぜられていた将監善政は、同年5月に善同が死去すると、その年8月に遺跡を継ぐとともに、国奉行に就いた(36)。

寛永11年6月の将軍家光の上洛に備え、同 年正月9日に「御上洛供奉の輩。木曾路通行 すべきをもて。道梁修理加ふべし。また供奉の輩には。去年令せられたる軍役の半役たるべき旨伝えら」れた⁽³⁷⁾。東海道において将軍や大御所の上洛を契機に陸上交通制度の整備が繰り返されたように⁽³⁸⁾、中山道を利用することで街道の整備を目論んだのであろう。その際に軍役を半役とするように指示しているのは、中山道の継立能力を東海道の半分と、幕府が判断していたからであろう。

この上洛に関する史料を土田良一氏が検討したことから⁽³⁹⁾、美濃国においては岡田善政が上洛全般について差配していることが明確になり、年未詳6月6日付の関ヶ原宿といや衆宛森勝五郎書状を寛永11年のものとすべきこと⁽⁴⁰⁾、この書状に登場する「将監状」の実例が示されたこと、「すけ馬」の語が助馬令以前に使用されていたこと、等が確認された。

寛永14年3月、江戸幕府は東海道に助馬令を出した⁽⁴¹⁾。幕府目付はその定書を東海道宿々で示しながら西に向い、その後は中山道と美濃路に対し、駄賃銭を値上げした同年2月2日付の新たな高札を配布した。美濃路「大垣宿問屋留書」に記録された幕府目付宛の一札には高札の内容とは別に、駄賃馬が不足する場合は、相対で一継は追通しを認める。街道利用者に対する旅籠形式による宿泊強制を禁止する、がうたわれている⁽⁴²⁾。

この一札に続けて「大垣宿問屋留書」には、 閏3月21日付で助馬令が記録されている。そ の内容は、①助馬に出る郷村は町並同前に高 役を定めるが、普請役はこれまで通り。②通行 者が多くて馬不足が発生し、荷物が支えた場 合は助馬を出すが、宿と助馬村で公平に荷物 を付けること。③馬が不在で荷物が支えた場 合は直ちに助馬を出すが、支えていない場合 に助馬を出すことは禁止。ただし、助馬村から相対で助馬を出す場合は例外とする。④助 馬を出しても荷物が支える場合は、領主に報 告し、事実である場合は助馬村以外の近郷から馬を出して駄賃取をさせる。⑤助馬村から は上銭を取らない。その他の村から駄賃に出た場合は相対とする。⑥駄賃荷物が支えても 追通しは禁止するが、相対で一継ぎは認め る。⑦駄賃馬の不在を理由に荷物を停滞させ ないように対応する、というものである⁽⁴³⁾。

留書の記録者は発給者や宛所のないままに 助馬令を収録している。その意図は不明であ るが、大垣宿では助馬村は設置されなかった。 これに対し、赤坂宿(大垣藩領)・垂井宿(幕 府領)・関ヶ原宿(竹中氏知行所)では設置が 確認できる。赤坂宿の助馬村は大垣藩領と他 領からなり、垂井宿のそれは9か村のうち、 長松村と矢道村が大垣藩領であった⁽⁴⁴⁾。

関ヶ原宿については『不破郡史』上巻に次のような書上が収録してある。同書の史料収録方法から判断すると「助馬寄申村数之覚帳」というのが史料表題のようである⁽⁴⁵⁾。

【助馬寄申村数之覚帳】 関ヶ原宿

一高四百六拾五石壱斗九升

馬弐疋 野上村

一高七百六拾九石弐斗七升

馬四疋 伊吹村

一高千八百九拾壱石

馬拾疋 岩手村

一高千百六拾六石六斗弐升

馬八疋 府中村

一高五百四拾弐石七斗八升

馬三疋 荒井村

一高五百五拾弐石八斗弐升

馬弐疋 大石村

一高百弐拾九石四斗壱升

馬壱疋 鋪原村

一高四百八拾八石三斗八升

馬三疋 平尾村

一高百四拾五石五斗七升

馬壱疋 市之尾村

一高三百四拾弐石九斗九升

馬弐疋 梅谷村

一高九百六石三斗五升

馬五疋 飯ノ木村

村数合拾壱村 高合七千三百九拾壱石七斗九升七合 家数合六百三拾軒

馬数合四拾壱疋

『不破郡史』では「寛永十七年関原宿助郷」 と頭注を付しているが、後述する助人馬村の 書上にみえる奥書がないことから、助馬村の 書上とみるべきであろう。

助馬村は尾張藩領・幕府領・旗本知行所からなり、飯ノ木村を除くと2里圏内に位置する(46)。土田良一氏が紹介した寛永11年8月20日付の将監状により関ヶ原宿に助人馬を出役させるように命ぜられた11か村と比較すると(47)、平尾・市之尾・梅谷・飯ノ木の4か村が新たに指定されている。このうち平尾・市之尾・梅谷の3か村は野上〜鋪原村の近傍に位置する。助馬村の所在地を可能な限り集中しようとした意図の表れである。

三 美濃国奉行岡田善政の助人馬制

寛永17年(1640)3月、美濃国奉行岡田善政は助人馬制を導入した。尾張藩領の宿々については『尾州藩古義』に次のようにある。総論部分に「助郷之始は寛永十七辰三月岡田博監殿より宿々村々江被申渡候」とある。後世の記録であるために、ここでは「助郷」という語句が使用されている。各論部分では、鵜沼・太田・土田・御嶽・細久手・大湫・大井・中津川の8か宿について、岡田将監手代両人と尾張藩濃州郡奉行鈴木半右衛門・村瀬彦左衛門の立合で決定した旨の記載があり、このうち御嶽宿については、助人馬村として20か村が設置された、とある(48)。

中津川宿については助人馬村の書上が「中津川・落合宿御用伝馬録」に記録されている。 これによると、助人馬村は尾張藩領・苗木藩 領・岩村藩領と旗本知行所からなり、奥書の 文言は、「右村々中津川宿助人馬御役被仰付、 得其意存候、何時ニ不寄、中津川問屋より差 図次第、時刻不移人馬出し、御役相勤可申候」である⁽⁴⁹⁾。さらに、同宿の「古来入用書付留帳」に含まれる寛文5年(1665)調査時の書上には、助人馬村との距離について「中津川・落合両町江道法四里半ゟ内之村々高八千三百弐石五斗七升四合、寛永拾七辰年岡田将監様 ゟ被仰付候」とある⁽⁵⁰⁾。

大湫宿に残る「大湫宿助人馬御請手形之留」によれば、助人馬村の設置に際し、釜戸郷の枝村である大嶋村・上平村が指定を逃れようとしたが、周辺村々が了解したことから、その思いは挫折した、とある。書上による助人馬村は次のとおり⁽⁵¹⁾。

留書

一大湫莇嶌、寛永十七辰年三月十三日岡田 将監殿大湫御通り、則釜戸郷より大嶋村 左平次・上平村右衛門次郎両人大湫宿へ 参候て、色々御訴訟申候へ共、近郷請合 申上ハ不相叶、其節より大湫助馬ニ付、 其上岡田将監殿へ手形指出ス、

大湫宿助人馬寄付

一五百七拾九石六斗壱升

寺河戸 忠左衛門

一五百四拾六石三斗

小田 半右衛門

一四百拾八石弐斗四升

山田 利兵衛

一百三石

山田 清太夫

一五百六拾壱石五斗八升五合

小里 角左衛門

一七拾三石三斗八升

小里 新左衛門

一百六拾石四斗

猿子 孫 宗

一五拾石

猿子 藤 助

一百四拾五石四斗六升弐合

猿子 与三左衛門

一弐百八拾七石八斗九升

萩原 弥左衛門 一百六拾五石三斗壱升 須之宮 与左衛門

一五拾五石弐斗五升

羽広 孫右衛門

一三百三拾壱石九斗八升

駄知 三右衛門

一五拾石

土岐 長左衛門

一千八百九拾三石六斗三升

土岐 忠左衛門

一千石

釜戸 左平次

一百八拾壱石

半原 宗 吉

一九百六拾弐石五斗五升

藤村 七兵衛

一千四拾七石六升

久須美 助右衛門

一三百四石五斗

竹折 甚三郎

一四百九拾弐石九斗七升

野井 孫左衛門

一六百四拾壱石九斗四升

佐々良木 長右衛門

一五拾弐石七斗弐升

むくのみ 宗左衛門

合壱万百四石七斗七升七合

右村々大湫助人馬御使二被仰付候、得其意存候、何時二不寄大湫問屋より之差図次第 ニ時刻不移人馬ヲ出し、御役相勤可申候、 以上、

寛永拾七年辰三月十三日 連判 岡田将監殿

右如此二連判手形指出ス、

助人馬村は、元禄6年(1693)3月の「濃州土岐郡大湫宿助郷書上帳」によれば、幕府領・尾張藩領・苗木藩領・岩村藩領と旗本馬場氏知行所からなり、大湫宿から3里半圏内の村々である⁽⁵²⁾。

赤坂宿については「大垣藩地方雑記」のなかに、元禄7年(1694)助郷帳に続けて「右以前之助郷高覚 赤坂宿」という表題で、助人馬村の書上が記録されている⁽⁵³⁾。その奥書は中津川宿・大湫宿と同じ「右之村赤坂へ助人馬之御役に被仰付、得其意存候、不寄何時赤坂問屋より差図次第に不移時刻人馬を出し御役相勤、赤坂町問屋より一度一度に手形を取置可申候、以上」というものである。助人馬村は大垣藩領・尾張藩領と旗本知行所からなり、宿からの距離は1里圏内である。寛永14年の助馬村と比較すると、青墓村が抜け、替わりに青木村と大谷村が入っている。

寛永20年に岡田は助人馬村に次のように指示している⁽⁵⁴⁾。これは土田宿が慶安4年 (1651) 5月に尾張藩伝馬奉行に提出した書上のなかにある記述で、すべての助人馬村に適用されたものであろう。すなわち、助人馬村は「大通り之節、宿人馬に而不足」の場合に「人馬数御用次第」に村高に応じて「割賦仕、寄せ申」せ、というものである。

垂井宿では、寛文5年(1665)調査時作成の「在々御地頭并石高・道法付帳」のなかに「垂井町え人馬助村郷之覚」がある(55)。ただ書上の形式は、関ヶ原宿の助馬村のそれと同じである。しかし、助馬村であった矢道村が抜けているので、助人馬村の設置に際して変動があったことは確実である。

美江寺宿についても寛文5年調査時の「濃州本巣郡美江寺宿町」のなかにある「助馬村付」は⁽⁵⁶⁾、形式は助馬村の書上のままである。 美江寺宿の場合、助人馬村の設置時における 変動の有無は不明である。

加納宿の場合、寛文5年調査時の書上に次のようにある。すなわち、加納宿から半里~2里圏内の59か村、村高合計35,281石余、家数2,387軒で助馬1,087疋を用意し、助馬村はすべて加納藩領である、というものである⁽⁵⁷⁾。これにより、寛永14年に助馬村が設置されたことは確実である。

今須宿では、天和4年(1684)3月の「濃州不破郡居益村差出帳」のなかに、「当宿江助人馬村数拾五ヶ村」、合計村高7,249石が記録されているので⁽⁵⁸⁾、助人馬村の設置は確実である。

おわりに

以上、関ヶ原の戦い直後から寛永期までの 美濃国中山道ついて検討した。要約をもって 結びとしたい。

徳川家康は関ヶ原の戦い直後から中山道の政治的利用を開始した。それは、慶長5年(1600) 10月21日付で直轄領を支配する代官衆が、伝馬手形の発給者を関ヶ原宿に対し指示したことから始まった。発給者を広範に認めたのは、戦後処理のためであろう。

翌6年に岐阜に陣屋を設置した代官頭・国奉行の大久保長安は、信濃国贄川村と駒根村に自身の伝馬掟状を出し、家康の伝馬掟朱印状の発給を予告した。実際に慶長7年2月24日付の伝馬掟朱印状が御嶽宿に残っている。

この後、大久保は中山道の整備に乗り出した。慶長7年7月には落合宿にある橋梁の補修方法を領主普請に変更し、同8年10月には伝馬継用に馬25疋・人足10人を用意するように命じた。これは、大井・大湫・御嶽宿間の継立方法について詳細に指示した際のものである。規定数を超えた場合の継立は一継の追通しか、在郷から人馬を雇うことを認めているが、これらの場合は駄賃継とした。

馬25疋・人足10人は、慶長11年の細久手宿 取立の際にも命ぜられているから、大久保の基 本政策であったのであろう。この取立は、大 湫一御嶽宿間が5里と長区間だったことの対策 で、一度は挫折したが、同15年に成就してい る。挫折の原因は放火とされるが、宿立に対す る反対勢力の存在が予想できる。この慶長15 年には太田と呂久の渡船場に対し、船頭給を下 付したり、将軍上洛の美濃路利用が決定すると、 河渡の渡に舟橋を架けることを命じている。

慶長18年に大久保が死去すると、岡田善同が美濃国奉行を引き継いだが、岡田自身の陸上交通制度への関わりは見当たらない。ただ、江戸幕府は慶長20年正月に東海道と同様に、中山道にも伝馬36疋制を導入し、駄賃継が多い場合は、在々の馬を雇うことを認めている。この場合は付則の但書であったが、元和2年(1616)11月には本則のなかで認められている。

寛永9年(1632)8月に岡田善政は父善同の跡をついで美濃国奉行に就き、特に同11年の上洛時には、美濃国における手配全般を指示している。この寛永11年の上洛が随行者の数からこれまでの将軍・大御所のそれとはまったく異なることは渡辺和敏氏の指摘がある⁽⁵⁹⁾。関ヶ原宿では、上洛に伴う助馬村が、後の寛永14年の助馬村設置時に変更されている。こうした例が他の宿々にあったかどうかについて、今後の検討が必要であろう。

岡田は、寛永14年3月の東海道における助馬村設置にあわせ、加納~今須の7か宿に助馬村を設置した。河渡宿と今須宿については明確な史料がないが、前者は加納宿と同じ加納藩領であり、後者は垂井宿と同じ幕府領であるから、設置されたと予測できる。助馬村は、加納宿と河渡宿を除けば、領主の別なく、一定の距離を目安に選択されたのである。

次いで岡田は、寛永17年には尾張藩領の落合~鵜沼宿に新たに助人馬村を設置し、加納藩領宿々を除く美江寺~今須の5か宿では助馬村の一部を入れ替えて助人馬村を再編した。その際、尾張藩領宿々については同藩役人と交渉のうえで決定している。

助人馬村も領主の別なく宿々の事情にあった距離で設置するというものであった。助馬村の場合もあわせ、その距離は平野部では2里以内、山間部では4里半以内であった。

岡田善政による助人馬村は元禄7年(1694)3 月の助郷帳配付まで続けられた。それは、関ヶ 原宿の大助指定村々が同宿に提出した手形の 文面のなかに「助人馬村々」という文言があることから確実である⁽⁶⁰⁾。

註

- (1) 児玉幸多『近世宿駅制度の研究』増訂版(昭 和40年5月、吉川弘文館)61頁。
- (2) 平川新『近世日本の交通と地域経済』(平成9 年11月、清文堂出版)所収。
- (3) 土田良一『近世宿駅の歴史地理学的研究』(平成6年5月、吉川弘文館)第1部第2章、第3部第3章。
- (4) 高牧實『幕藩制確立期の村落』(昭和48年3 月、吉川弘文館)「第6章 幕府直領における農 民支配」。
- (5) 同上367頁。
- (6)「中野七蔵外二名連署伝馬手形之覚」『岐阜県 史』史料編古代・中世1(昭和44年3月、岐阜 県)462頁。
- (7) 「関ヶ原宿御伝馬手形」『岐阜県史』史料編近世7(昭和46年3月、岐阜県)3~4頁。以下、同書は『岐』7と略す。
- (8) 『新訂寬政重修諸家譜』第11 (昭和59年10 月、続群書類従完成会) 292頁。
- (9) 『新訂寬政重修諸家譜』第13(昭和59年12月、続群書類従完成会)32頁。
- (0) 『不破郡史』(大正15年5月、不破郡教育会) 705頁、『新訂寬政重修諸家譜』第9(昭和59年 8月、続群書類従完成会)212頁、『新訂寬政重 修諸家譜』第6(昭和59年5月、続群書類従完 成会)303頁。
- (II) 「山村道祐宛代官朱印状 写」『岐阜県史』史 料編近世2(昭和41年3月、岐阜県)12頁。以 下、同書は『岐』2と略す。
- (12) 「木曾衆宛知行目録 写」『岐』2、13~14頁。
- (3) 「木曾旧記録四」『新編信濃史料叢書』第1巻 (昭和45年12月、信濃史料刊行会) 267~268 頁。ここでは、のちに上松宿となる駒根村宛の ものだけを註記する。なお、贄川村宛も同文で ある。
- (4) 「御嵩宿伝馬朱印状」『岐』7、1頁。
- (5) 渡辺和敏『東海道交通施設と幕藩制社会』(平成17年3月、岩田書院)38頁。
- (6) 「尾州藩古義」『尾州藩古義・大垣藩座右秘鑑』 (昭和15年6月、一信社出版部)39頁、「木曾 旧記録四」『新編信濃史料叢書』第1巻(昭和 45年12月、信濃史料刊行会)269頁。以下、 『尾州藩古義・大垣藩座右秘鑑』については『古 義』と略す。
- (17) 「御嵩宿定書」『岐』7、1頁。
- (18) 「御嵩宿駄賃定」『岐』7、253~254頁。
- (19) 「呂久渡船賃定」『岐』7、554~555頁。

- (20) 「落合橋縣替申付状」『岐』7、477頁。
- (21) 「中山道宿村大概帳七」『近世交通史料集』5 (昭和46年3月、吉川弘文館)380頁。
- (22) 「御嵩宿伝馬定書」『岐』7、2頁。
- (23) 「尾州藩古義」『古義』32~33頁。
- (24) 「呂久渡船頭屋敷安堵状」「太田渡船頭屋敷安 堵状」『岐』7、555~556頁。
- ② 「尾州藩古義」『古義』32頁。
- (26) 『濃州侚行記』(昭和12年12月、一信社出版 部) 98頁。
- (27) 「濃州舟橋道具割付帳」『岐』2、225~228 頁。
- 28) 「大久保長安伝馬手形」『新編甲州古文書』第 2卷(昭和43年2月、角川書店)346~347頁。
- (29)「中山道宿村大概帳九」『近世交通史料集』5 (昭和46年3月、吉川弘文館)460頁。
- (30) 「慶長十六年七月 和田宿駄賃定書」『長野県 史』近世史料編第1巻(2) 東信地方(長野県史 刊行会、昭和47年3月)492~493頁。
- (3)) 「尾張藩美濃国之内郷帳」『岐』2、55・56・59・60頁。
- (32) 高牧實前掲書380頁。
- (33) 渡辺和敏『近世交通制度の研究』(平成3年5月、吉川弘文館) 168頁。
- (34)「慶長二十年正月 宮越宿駄賃定書」『長野県 史』近世史料編第6巻中信地方(昭和54年12 月、長野県史刊行会)17~18頁。
- (35) 「関ヶ原宿駄賃定」『岐』7、257頁。
- (36) 『新訂寬政重修諸家譜』第6(昭和59年5月、 続群書類従完成会)19頁。
- (37) 「大猷院殿御実紀二十四」寛永11年正月9日 条『新訂増補国史大系第39巻 徳川実紀第二 篇』(平成10年10月、吉川弘文館) 619頁。
- (38) 渡辺和敏『近世交通制度の研究』(平成3年5月、吉川弘文館) 166・170頁。
- (39) 土田良一前掲書376~392頁。
- (40) 『岐』7、4頁では慶長8年、平川新前掲書86 頁では元和年間から寛永期と推測している。
- (4) 『駿河志料』第3 (昭和44年5月、歴史図書社版) 463~467頁。
- (42) 「大垣宿問屋留書」『岐』7、8~9頁。
- (43) 「大垣宿問屋留書」『岐』7、9頁。
- (4) 「地方往還万記録」『岐』7、93~94頁、「大 垣藩地方雑記」小野武夫編『日本農民史料聚粋』 第9巻(巌松堂書店、昭和19年2月)266・ 272頁。以下、『日本農民史料聚粋』第9巻につ いては『農民史料』と略す。
- (45) 『不破郡史』(不破郡教育会、大正15年5月) 757~758頁。
- (46) 「関ヶ原宿助郷村々之領主附属村控」『関ヶ原 町史』史料編3宿駅関係(関ヶ原町、昭和53年 3月)803~804頁。以下、同書は『関』3と 略す
- (47) 玉村・山中村・高田村・大関村が外れている

- (土田良一前掲書379~380頁)。
- (48) 「尾州藩古義」『古義』 27~35頁。
- (49) 「中津川・落合宿御用伝馬録」『岐』7、398~ 399頁。
- 50) 「古来入用書付留帳」『中津川市史』中巻別編(中津川市、昭和54年4月)1,091~1,092頁。
- (5) 「大湫宿助人馬御請手形之留」『瑞浪市史』史 料編(昭和47年12月、瑞浪市)721~722頁。
- (32) 「濃州土岐郡大湫宿助郷書上帳」同上722~ 724頁。
- (53) 「大垣藩地方雑記」『農民史料』、306~ 308頁。
- 54 平塚政雄「中山道木曾川沿宿の助郷」『郷土史 壇』第3巻第3号(昭和12年3月、一信社出版 部)62~63頁。
- 55) 「在々御地頭并石高道法付帳」『垂井町史』史 料編(昭和43年10月、垂井町役場)104~105 頁。矢道村は赤坂宿の助人馬村となっている (「大垣藩地方雑記」『農民史料』、307頁)。
- (56) 「濃州本巣郡美江寺宿町」『岐』7、36~38 頁。
- (57) 『加納町史』下巻 (加納町史編纂所、昭和29年4月) 98頁。
- 58) 「濃州不破郡居益村差出帳」『関』3、63~64 頁。
- (59) 渡辺和敏『近世交通制度の研究』(平成3年5月、吉川弘文館) 170頁。
- (60) 「関ヶ原宿助郷村々の請印帳」『関』3、799~ 803頁。